

別表第2（第4条関係）

設計の基準（集合住宅開発事業）

協議事項		基準	担当課
排水設備	施設及び構造	日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、下水道法施行令及び安城市公共下水道条例に基づいて設計すること。 汚水管の勾配は原則2%とし、一定勾配とすること。 ディスポーザを設置する際は安城市公共下水道ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱に基づくものであること。	下水道課
上水道（配水管）	設置	集合住宅開発事業に起因して必要となる水道施設工事等（能力不足解消工事も含む。）を施工すること。	水道工務課
	施設及び構造	水道施設工事は水道工事設計要綱、安城市上水道配水管附帯工事等事務取扱要綱及び安城市上水道配水管附帯工事事務取扱運用基準に基づくものであること。	
上水道（給水装置）	給水方式	給水方式は、直結直圧式、直結増圧式又は受水槽式のいずれかによること。	水道工務課
	施設及び構造	給水装置工事設計施工基準及び直結増圧給水施工基準に基づくものであること。	
上水道（検針方法）		直結増圧式又は受水槽式による給水の場合の検針方法は、次のいずれかによること。 （1）一括（親メーター）検針 （2）各戸検針（遠隔式） （3）各戸検針（直読式） 各戸検針の場合は、中高層住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱要綱及び中高層集合住宅（直読式）における各戸メーター設置基準に基づくものであること。	水道業務課
ごみ収集所	設置の要否、構造	分譲住宅・マンション用ごみステーション設置基準に基づくものであること。	ごみ資源循環課
消防水利	設置の要否、規模	衣浦東部広域連合消防局消防水利設置指導基準に基づくものであること。	安城消防署
消防空地	設置の要否、規模	衣浦東部広域連合消防活動用空地等設置指導基準に基づくものであること。	安城消防署

備考 ここに記載のない項目又は地形その他の状況によりこの基準によることが不適当であると認められるものについては、別に協議して定めるところによる。